

第 5 回 通信政策特別委員会 事務局説明資料

これまでの会合の主な意見

2023年10月4日
総務省
総合通信基盤局

通信事業者に対する期待

- ・ブロードバンドの整備において、NTTが責務を担うことに賛成。（全国町村会、稚内市）
- ・ソーシャルベンチャーなどの安価で良いサービスを提供できる事業者がNTT以外にいれば、コストが補填される前提で、ユニバーサルサービスを担うことも一案。（大橋委員）
- ・ユニバーサルサービスを新規事業者が担うことについて、国民の負担増になるなら避けるべき。（長崎県）
- ・ラストリゾートを担うのは、経営体力に不安がある新規事業者よりも、十分な体力があり、退出の懸念のない事業者の方が望ましく、全国で圧倒的なシェアを有するNTTがラストリゾートの責務を担うことに賛成。（高知県）
- ・低廉で合理的な料金水準でのあまなく全国での提供は、NTTでないと現実的には難しい。（全国町村会）

整備・維持に係る費用負担の在り方

- ・光ファイバを敷設するのが現実的ではない二次離島ではマイクロ無線を活用した実証も行っているが、費用負担が課題。（長崎県）
- ・民設移行した場合、ブロードバンドにあまなく責務のない現在のNTT法では、採算の悪化によりNTTが撤退する恐れもある。（稚内市）

外資等規制の在り方

- ・NTT法の外資規制を見直すのであれば、その保護法益を確認して、国際情勢や各国での規制の状況を踏まえながら、他の法令で保護法益を守ることができるか良く検証した上で幅広く検討することが必要。（渡井委員）
- ・仮に役員規制を緩和したとしても、出資規制を維持・強化することで、（東芝の例のような）外資ファンドのアクティビストが外国人役員の選任について圧力をかけてくるような事態を防ぐことができるのではないか。（林委員）
- ・外国人役員規制の緩和を求めるのであれば、個別具体的なニーズに基づいて議論する必要がある。（大谷委員、山本委員）
- ・NTTに対する外資規制の根拠である電柱や管路などの特別な資産について、緊急時には国がその提供方法を制限すること等により、保護法益を守れるという考え方もある。一方で、現行規制では保護できない法益についても検討すべき。（大橋委員）

視点

主な意見

【一定の方向性が確認された事項】

【電話（固定電話・公衆電話）のあまねく責務】

- これまでも技術革新を踏まえた制度改正に取り組んできたが、固定電話中心からブロードバンドを軸としたユニバーサルサービスへの見直しが必要。
 - 電話のユニバーサルサービスの責務について時代に即した見直しが必要。（NTT、ソフトバンク）
 - 電話（メタル→光ファイバ）のあまねく義務の撤廃は、公益性の高い通信確保に支障をきたすことに留意。（KDDI）
 - IP電話も含めた固定電話（約6千万世帯）や公衆電話に一定のニーズがあることに留意。（長田委員、相田主査代理）

【ブロードバンドのあまねく責務】

- ブロードバンドの提供主体として、ラストリゾートの確保が課題。確保方法としては、NTT東西がその役割を担うことや、国が何らかの指定を行うこと等を検討すべき。
 - 「光ファイバ」の全国提供義務は必要。（ソフトバンク、KDDI）
 - ブロードバンドの整備において、NTTがラストリゾート責務を担うことに賛成。（全国町村会、高知県、稚内市）
 - ブロードバンドの未整備地域の解消等についてNTTが公共的な役割を果たすことを強く期待している。（全国知事会）
 - ブロードバンドのあまねく提供には、公共性のある民間事業者であるNTTの協力が不可欠。（全国市長会）
 - ブロードバンドのあまねく提供について、他事業者も排除しないがNTTでないと現実的には難しい。（全国町村会、高知県、長崎県）
 - NTT東西のシェアが低い地域の扱いやモバイルをどう組み込むのか等の課題が整理され、電気通信事業法の中でコストがカバーされる制度ができるのであれば、ラストリゾートの義務を負ってもよいと考えている。（NTT）

【制度見直しの留意事項】

- 責務の廃止と新設を一体的に進めないと制度的な空白が生じ、国民にとっての不安や不利益につながる。
 - 規律の廃止と新設を一体的に進め、責務の制度的な継続を担保することに留意されたい。（全国離島振興協議会、高知県）

【その他】

【無線技術の活用】

- 不採算地域でのサービス提供の確保のためには、サービス品質を確保した上で、無線技術の活用を含めて、技術中立的・経済合理的な方法の検討が必要。
 - ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をブロードバンドのユニバーサルサービスの対象として検討すべき。（岡田委員）

【制度見直しの留意事項】

- 特定の事業者に退出を禁じるあまねく普及責務を参入・退出が自由の電気通信事業法に規定することは、法律の枠組みとして課題あり。（林委員）

1
ユニバーサルサービスの確保
通信サービスが「全国に届く」

視点

主な意見

【一定の方向性が確認された事項】

- IP化の進展による県内・県間の概念の希薄化を踏まえ、県内通信を本来業務とする**NTT東西の業務範囲は、公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのある業務を除き、見直しが必要。**
 - NTT東西の**業務範囲を県内に限定する規制は意義が薄れ**てきている。(NTT、ソフトバンク)
 - 公正競争上の観点から、**移動体やISP等への進出を妨げる業務範囲規制は引き続き必要。**(ソフトバンク、KDDI)

【その他】

【総論】

- 組織を規律する**NTT法**と取引条件を規律する**電気通信事業法**の両輪で**公正競争を確保。**(KDDI)
- 独占回帰は常にけん制すべきで、**NTTの在り方は定期的な検証・見直しが必要。**(KDDI)
- 公正競争確保の規定はあるが、**ボトルネック設備の独占的な所有に伴う整備運用の懸念**がある。(ソフトバンク)

【NTT東西・持株の業務範囲規制】

- 地域産業の活性化等に向け、**NTT東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要。**(NTT)
- **NTT持株が自ら事業を行うスキームも選択可能**となるよう、業務範囲規制の見直しを希望。(NTT)

【組織再編】

- **NTT東西の統合も選択肢**となる見直しを希望。NTT東西とドコモの合併は考えていない。(NTT)
- NTT東西とドコモの統合等による**独占力を通じた競争事業者の排除**を懸念。(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)
- 完全民営化等するのであれば、その前に、特別な資産を保有する**アクセス部門の資本分離が不可欠。**(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)
- **電気通信事業法にはNTTのグループ内再編について事前審査する仕組みがなく、同法とNTT法の両方で公正競争の確保を図る必要あり。**制度見直しは、**規律の廃止と新設を同時に進めない**と空白が生じ、**公正競争上の問題が大きい。**(林委員)

【電気通信事業法の非対称規制】

- 電話時代の規制廃止、卸の規律は必要最小限、ドコモの禁止行為規制の撤廃等を希望。(NTT)

「低廉で多様」なサービスが利用できる

(公正競争の確保)

視点

主な意見

【一定の方向性が確認された事項】

- グローバル競争を踏まえ、イノベーションを促進し、**国際競争力の強化を図る観点から、研究成果の普及の責務**については、**原則開示の運用の見直しが必要**。
 - IOWN等をパートナーと展開していく上で、経済安保・国際競争力の課題があるため、**研究開発の推進・普及責務の見直しが必要**。**開示義務により国際展開に影響が出ることを懸念**。(NTT)
 - 研究成果の**開示義務は時代にそぐわない**。NTTに限らない研究開発投資の促進（税制の拡充等）が必要。(ソフトバンク)
 - 研究成果の開示・非開示は**NTTが自主的に判断**しており、**運用の見直しで対応可能**。(KDDI)

【その他】

【研究開発の推進の責務】

- 研究所を縮小して**基礎研究ができず、応用研究にも進めない企業が多数**ある等の課題を踏まえ、**研究の推進の責務**については、**イノベーション促進の観点から検討**すべき。(相田委員、藤井委員)

【国際展開】

- 海外事業はNTTデータに寄せており、**同社の国際展開についてはNTT法とは関係ない**。(NTT)
- **通信事業者とプラットフォーマーには事業構造に差異**があり、比較は適切でなく、**NTTの規制を緩和・NTTのみを後押し**することで**GAFAMに対抗**できるようになるとの議論は**正しくない**のではないかと。(ソフトバンク)

「国際競争力」を強化する

3

(注) NTTへの国の関与の在り方（政府保有義務等の各種担保措置）については、業務・責務の整理を踏まえた上で検討。

視点

主な意見

【一定の方向性が確認された事項】

- NTT法の外資規制については、外為法とは目的と手段の両方に違いがあることに留意して検討することが必要。

【その他】

- 情報通信インフラを守る経済安保の観点から、NTT法は重要。外為法の投資規制は、外国投資家が対象であり日本の投資家に適用はない。また規制の強化は経済活動を阻害しうる。**外為法と個別法の両方が必要ではないか**。（渡井委員）
- NTTが公社から承継した**電柱・管路等**の設備は、「**特別な資産**」であり、**外資から保護する必要**がある。（KDDI）
- **外為法の強化が必要**。他の通信事業者や他分野の重要インフラも含め**産業全体で対応すべき**。（NTT）
- **投資家に対して個別審査を課す外為法が、組織に対して数値に基づく定量的な規制を課す個別法を代替するのは難しい**。（山本委員、渡井委員）
- 外国人役員規制は、**他の分野と比較して厳しいものである**という指摘もあり、**見直す余地**がある。（大谷委員、林委員、山本委員）
- 仮に役員規制を緩和しても、**出資規制の維持・強化により、外資ファンドのアクティビストが外国人役員の選任について圧力をかけてくるような事態を防げるのではないか**。（林委員）

「**経済安全保障**」を確保する

4

（注） NTTへの国の関与の在り方（政府保有義務等の各種担保措置）については、業務・責務の整理を踏まえた上で検討。